

高松市・塩江町合併協議会会議録
第 1 1 回 会 議

平成 1 6 年 8 月 3 0 日 (月)

高松市・塩江町合併協議会

高松市・塩江町合併協議会会議録

第 1 1 回会議

1 日時

平成 1 6 年 8 月 3 0 日 (月) 午後 1 時開会・午後 3 時 5 5 分閉会

2 場所

高松市役所 1 3 階大会議室

3 出席委員 2 4 人

会 長	増 田 昌 三	委 員	森 谷 芳 子
副会長	中 井 弘	委 員	桧 山 浩 治
委 員	井 竿 辰 夫	委 員	藤 澤 久 文
委 員	廣 瀬 年 久	委 員	佐 藤 好 邦
委 員	川 田 史 郎	委 員	尾 形 洋 一
委 員	谷 本 繁 男	委 員	河 田 澄
委 員	黒 川 恵	委 員	中 村 靖
委 員	大 橋 光 政	委 員	野 田 法 子
委 員	中 條 勲	委 員	川 田 秀 夫
委 員	梶 村 傳	委 員	蓮 井 正 明
委 員	大 浦 澄 子	委 員	植 田 満 江
委 員	三 笠 輝 彦	委 員	大 林 正 孝

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 8 人

幹事長	井 竿 辰 夫 (委員兼務)	幹 事	横 田 淳 一
副幹事長	川 田 史 郎 (委員兼務)	幹 事	黒 川 裕 文
幹 事	廣 瀬 年 久 (委員兼務)	幹 事	尾 形 進
幹 事	熊 野 實	幹 事	出 原 忠 憲

6 幹事会部会委員 50人

市民部会長	氏部 隆	環境部会委員	宮武 敬三
市民部会委員	間島 康博	環境部会委員	井上 協典
市民部会委員 環境部会委員 都市開発部会委員 土木部会委員	尾形 進 (幹事兼務)	環境部会委員	大熊 正範
市民部会委員 健康福祉部会委員 環境部会委員	出原 忠憲 (幹事兼務)	産業部会長	田阪 雅美
健康福祉部会長	岡内 須美子	産業部会委員	池尻 育民
健康福祉部会委員	香西 信行	産業部会委員	川西 正信
健康福祉部会委員	富田 繁	産業部会委員	山田 悟
健康福祉部会委員	多田 昌永	産業部会委員 都市開発部会委員	赤松 利幸
健康福祉部会委員	川田 喜義	産業部会委員	青井 八千穂
健康福祉部会委員	岡本 英彦	都市開発部会長	中西 囿弘
健康福祉部会委員	武上 浩一	都市開発部会委員	塩田 章
健康福祉部会委員	西川 典生	都市開発部会委員	横田 幸三
健康福祉部会委員	樋本 行夫	都市開発部会委員	氏部 幸男
健康福祉部会委員	山崎 義英	土木部会長	久米 憲司
健康福祉部会委員	佐々木 輝子	土木部会委員	稲垣 基通
健康福祉部会委員	近藤 奨	土木部会委員	山下 功
健康福祉部会委員	和泉 孝治	教育部会長	塩津 政春
環境部会長	多田 茂	教育部会委員	藤田 容三
環境部会委員	山下 恭平	教育部会委員	上原 直行
環境部会委員	河田 輝彦	教育部会委員	松木 健吉
環境部会委員	田中 豊彦	教育部会委員	熊野 正樹
環境部会委員	大嶋 光晴	教育部会委員	岩部 一夫
環境部会委員	藤井 敏孝	文化部会長	香西 良治

文化部会委員 馬 場 朋 美
文化部会委員 三 谷 洋 勝

文化部会委員 高 橋 広二郎
文化部会委員 川 崎 正 視

7 事務局

事務局長 林 昇
事務局次長 加 藤 昭 彦
事務局次長
(計画班長事務取扱) 福 井 隆
総務班長 和 泉 隆 治
総務班
兼調整班 安 西 正 門
総務班
兼調整班 森 田 大 介

調整班長 清 谷 文 孝
調整班
兼計画班 松 本 修 治
調整班
兼計画班 林 田 競 一
調整班
兼計画班 片 山 智 規
調整班
兼計画班 諏 訪 修 司

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 議案第 15 号 平成 15 年度高松市・塩江町合併協議会決算について
- 議案第 16 号 平成 16 年度高松市・塩江町合併協議会補正予算について
- 協議第 25 号 附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）について
（第 10 回会議提案：継続協議）
- 協議第 26 号 公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）について
（第 10 回会議提案：継続協議）
- 協議第 27 号 使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 20 号）について
（第 10 回会議提案：継続協議）
- 協議第 28 号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第 21 号）について（第 10 回会議提案：継続協議）
- 協議第 29 号 介護保険事業の取扱い（協定項目第 23 号）について
- 協議第 30 号 障害者福祉事業（協定項目第 24 - 6 号）について
- 協議第 31 号 高齢者福祉事業（協定項目第 24 - 7 号）について
- 協議第 32 号 その他の福祉事業（協定項目第 24 - 10 号）について
- 協議第 33 号 保健衛生事業（協定項目第 24 - 11 号）について
- 協議第 34 号 環境対策事業（協定項目第 24 - 13 号）について
- 協議第 35 号 農林水産関係事業（協定項目第 24 - 15 号）について
- 協議第 36 号 交通関係事業（協定項目第 24 - 17 号）について
- 協議第 37 号 学校教育事業（協定項目第 24 - 21 号）について
- 協議第 38 号 社会教育事業（協定項目第 24 - 22 号）について
- 協議第 39 号 文化振興事業（協定項目第 24 - 23 号）について
- 協議第 40 号 建設計画（協定項目第 25 号）について

4 その他

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第11回会議を開会いたします。

皆様方には、本日、何かと御多忙の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

会議に入ります前に、中井副会長さんから発言の申し出がございますので、お聞きいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

中井副会長 どうも、中井でございますけど、失礼をいたします。

今回、第11回の合併協議会が延期になりましたことにつきまして、一言だけ、御説明を申し上げたいと思います。

第11回の合併協議会につきましては、当初、6月29日に開催する予定でありましたが、塩江町6月定例議会におきまして、高松市との合併の可否を問う住民投票条例が賛成多数で可決されました。

また、6月28日には、同条例を廃止する条例が提案をされ、否決をされるなど、塩江町議会におきまして混乱が生じておりました。そのような中で、高松市との合併協議に臨んでも、よい協議ができるものかどうかと考え、現状での協議会開催は困難であるとの考えから、高松市に延期を申し入れたものであります。

また、その後におきましても、皆様、新聞等で御承知かと存じますが、人事の問題等で多少の考え方の相違がありましたが、これにつきましては、高松市の幹部の皆様方に十分御説明も申し上げ、同意も得られたところでございます。

そして、今月8日には、条例に基づきました住民投票を実施いたしました。結果につきましては、皆さん御承知かと存じますが、6割以上の住民の方々が高松市との合併を望んでいるという結果となりました。その投票結果を踏まえ、早期の協議再開が本町の進むべき道と判断をいたし、高松市に協議再開を申し入れ、本日に至ったわけでございます。

私は、選挙公約でもございますし、また、かねてから申し上げておりますが、高松市との合併を進めるとの考え方に変わりはありません。先日、開催されました市町合併問題特別委員会でも、委員の皆様方に、住民投票の結果を尊重し、議会と執行部が一丸となって取り組んでいかなければならないとお願いをいたしたところでございます。

協議は再開されたばかりでございますが、来年3月の合併に向けて、一生懸命取り組ん

でまいろうと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

失礼をいたしました。

議長（増田会長） どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、谷本繁男委員さんと中條 勲委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 （1）協議事項

議長（増田会長） まず、（1）協議事項のうち、議案第15号平成15年度高松市・塩江町合併協議会決算について及び議案第16号平成16年度高松市・塩江町合併協議会補正予算についてを一括議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明をいたします。

会議資料の1ページをお開き願います。

まず、議案第15号でございますが、本合併協議会財務規程の規定に基づきまして、本協議会の平成15年度決算について認定を求めるものでございます。

次の2ページをお開き願います。

平成15年度高松市・塩江町合併協議会歳入歳出決算書でございます。

まず、歳入について申し上げます。

小さな文字で恐縮でございますが、歳入の第1款負担金の市町負担金、一つ飛びますが、第3款県支出金の県補助金、飛びまして、第5款諸収入の預金利子の収入の状況につきましては、資料に記載のとおり状況でございまして、歳入の合計額は当初予算額の2,500万1,000円に対しまして、2,081万123円となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

第1款運営費の会議費、事務費、第2款事業費の事業推進費並びに第3款予備費の支出の状況は、資料に記載のとおりでございまして、予算額2,500万1,000円に対し

まして、歳出総額は1,662万1,051円となっております。

不用額の主なものでございますが、会議費におきましては、会議室使用料や放送録音機器の借上料が当初予定を下回ったことによる使用料及び賃借料の残、事務費におきましては、郵便料などの通信運搬費、車の借上料など使用料及び賃借料の残、事業推進費におきましては、県職員の派遣負担金が当初予定を下回ったことによる負担金、補助及び交付金の執行残などがございます。

なお、2ページの一番下の欄外に印で記載しておりますように、歳入総額から歳出総額を差し引いた額418万9,072円につきましては、平成16年度に繰り越し、事業費に充当させていただくことといたしております。

次に、3ページをごらんいただきたいと存じます。

3ページから次の4ページにかけては、参考資料といたしまして、平成15年度の本合併協議会の事業の実施状況を記載しているものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと存じます。

去る6月14日、15日に本合併協議会の監査委員による監査を受けておりますので、監査結果報告を付して報告するものでございます。

議案第15号につきましては以上でございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

議案第16号について御説明申し上げます。

次の7ページをごらんいただきたいと存じます。

平成16年度の合併協議会の補正予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額に、先ほどの15年度決算で御説明いたしました16年度への繰越金418万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,219万円と定めるものでございます。

飛びまして、9ページをお開き願いたいと存じます。

歳入、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金でございますが、先ほど15年度決算で御説明いたしました418万8,000円を繰越金として計上させていただいております。

次に、歳出でございますが、第2款の事業費、第1項事業推進費、第1目事業推進費として418万8,000円を計上いたしております。

以上が歳出予算の内訳でございますが、歳入歳出予算の総額は、8ページでございますように、3,219万円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第15号及び議案第16号についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま報告のありました平成15年度決算及び平成16年度補正予算につきまして、御質問等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、平成15年度決算については、これを認定し、平成16年度補正予算については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、議案第15号については認定し、議案第16号については原案のとおり決定いたしました。

次に、協議第25号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてから協議第28号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてまでを一括議題といたします。

なお、協議第25号から協議第28号までの4件については、前回、第10回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますものでございます。

それでは、改めまして提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の10ページをお開き願います。

まず、協議第25号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてでございますが、提案内容はページの中ほどにございますように、「両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。塩江町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

協議第26号公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）についてでございますが、提案内容は中ほどにございますように、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」というものでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。

協議第27号使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)についてでございますが、提案内容は中ほどにございますように、「两市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。塩江町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。」というものでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。

協議第28号各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)についてでございますが、提案内容は中ほどにございますように、「各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、これまでの会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

協議第25号から28号までの4件の提案内容は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第25号から協議第28号までの4件について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございますので、協議第25号から協議第28号までの4件、一括してお諮りいたします。

協議第25号から協議第28号について、いずれも原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 御異議ありませんので、協議第25号から協議第28号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第29号介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)についてを議題といたします。

なお、これからの協議第29号から協議第40号までの12件につきましては、本協議会会議規程に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第12回会議において、改めて質疑、協議等を行った上で意思集約

を図ることといたします。

それでは、まず、協議第29号について、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の22ページをお開き願います。

協議第29号介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）についてでございますが、介護保険事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それではまず、提案内容でございますが、ページの中ほどの枠の中でございますように、「介護保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合するものとする。」というものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料により御説明を申し上げます。

本日、配付いたしております附属資料のその2、新規提案分と記載しておりますが、その2の新規提案分の1ページをお開き願いたいと存じます。

附属資料のその2、新規提案分の1ページでございます。「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料でございます。

なお、これからの説明は、会議資料とこの附属資料を並行して御説明申し上げますので、この二つの資料を並べてごらんいただければと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

次の2ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、介護保険事業の運営主体等について御説明を申し上げます。

なお、説明の都合により、両市町に違いのある点を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、1の運営主体でございますが、介護保険事業につきましては、介護保険法に基づき、市町村が保険者となりますことから、現在、高松市及び塩江町がそれぞれ保険者として運営いたしております。両市町の被保険者数等は、記載のとおりでございます。

次に、2の介護保険事業計画、3の介護保険事業財政調整基金、4の香川県財政安定化基金拠出金等につきましては、高松市及び塩江町とも同様でございます。

なお、香川県財政安定化基金につきましては、保険財政の不足が見込まれる場合、この基金から借り入れができることとなっておりますが、現在、両市町とも同基金からの借入

金はございません。

両市町の運営主体等についての現況は以上でございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、3ページをお開き願います。

介護保険料の賦課・徴収についてでございます。

まず、1の保険料につきましては、介護保険事業の費用を賄うため、40歳以上の者から保険料を徴収いたしておりますが、そのうち、65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、資料にございますとおり、高松市は被保険者本人が市民税非課税者の第3段階4万4000円を基準に6段階を設定しておりますのに対し、塩江町は同じく第3段階4万3000円を基準に5段階を設定しております。保険料の段階、保険料額及び乗率が異なっております。

次に、4の滞納保険料等の徴収方法等でございますが、高松市では収納率向上のため、主として、非常勤の介護保険推進員が保険料滞納世帯を臨戸訪問し、収納を行っておりますが、塩江町では職員が臨戸訪問し、滞納保険料を収納いたしております。

両市町の現況は以上でございますが、問題点・課題といたしましては、ページの右上の欄に記載しておりますとおり、保険料段階、保険料額、乗率及び滞納保険料の徴収方法にそれぞれ差異があることが挙げられておまして、この問題点・課題を踏まえた対応策、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。

介護保険給付事業についてでございます。

現況でございますが、1の介護・予防給付、2の高額介護サービスについては、差異はございません。

3の給付費通知でございますが、高松市では平成14年度から介護サービスの適正化及び不正請求の防止を図る観点から、サービスの利用者にサービス事業者名、サービスの種類、自己負担額等を記載した通知、利用明細書を年3回送付いたしておりますが、現在のところ、塩江町では同様の対応を実施いたしておりません。

現況は以上でございます。給付費通知について差異がございますが、その対応策、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、5ページをお開き願います。

利用者負担軽減事業についてでございます。

まず、1の法施行時の訪問介護利用者に対する助成につきましては、同様でございます。

次に、2の法施行後の新規の訪問介護利用者等に対する助成でございますが、塩江町では1の助成に加えまして、法施行後の新たなサービス利用者にも同様な助成を行うとともに、訪問看護についても、1日当たり自己負担300円以上の支払い額について助成を行っておりますが、高松市では同様の助成は行っておりません。

次に、3の社会福祉法人減免に対する助成及び4の離島での介護サービス提供事業者への助成につきましては、塩江町には該当がございません。

現況は以上でございますが、問題点・課題といたしましては、法施行後の新規の訪問介護利用者等に対する助成や、社会福祉法人減免に対する助成等に両市町で差異がございますが、その対応策、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

介護認定調査事業等についてでございます。

まず、現況のうち、1の介護認定調査（直営）及び2の介護認定調査（委託）にございますように、高松市では正規職員2人及び非常勤嘱託職員6人で、原則として、新規申請分の認定調査を直営で実施するとともに、更新申請分等につきましては、市内の老人介護支援センター17カ所、老人保健施設4カ所などに委託し、認定調査を実施いたしております。

一方、塩江町では非常勤嘱託職員1人と町直営の老人介護支援センター職員3人で、直営で、新規分及び更新分の認定調査を実施いたしております。

現況は以上でございますが、この認定調査に差異がございますが、対応策、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

介護サービス事業所運営事業についてでございます。

まず、1の居宅介護支援事業所でございますが、居宅介護支援事業所は、香川県の指定を受けて、要介護者等の依頼により、ケアプランの作成やサービス事業者との連携、調整

等を行うものでございますが、高松市では県の指定を受けた民間事業者が実施しておりますのに対し、塩江町では塩江町保健福祉総合施設において、直営で運営いたしております。

次に、2の訪問看護事業所でございますが、訪問看護事業所は、香川県の指定を受けて、要介護者等にケアプランに沿って訪問看護サービスを提供するもので、高松市では居宅介護支援事業所と同じく、県の指定を受けた民間事業者が実施しているのに対し、塩江町では直営で運営をいたしております。

現況は以上でございますが、問題点・課題といたしましては、塩江町では、居宅介護支援事業所及び訪問看護事業所を直営で運営していることが挙げられております。

その対応策といたしましては、中ほどの枠の中に記載しておりますとおり、塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合し、塩江町保健福祉総合施設内で引き続き業務を行うものとするとし、調整案といたしましては、その下に記載しておりますとおり、「塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合するものとする。」としたところでございます。

なお、もとの会議資料の23ページと24ページには、先進地域の事例を記載いたしておりますが、本日は時間の関係もございまして、説明は省略させていただきます。後ほどごらんいただければと存じます。

以上で協議第29号介護保険事業の取扱いについての説明を終わります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第29号について、御質問等がございましたら御発言を願います。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第29号につきましては、会議規程の定めにより、次回、第12回会議で改めて質疑及び協議を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第30号障害者福祉事業（協定項目第24-6号）についてを議題といたし

ます。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の25ページをお開き願います。

協議第30号障害者福祉事業（協定項目第24 - 6号）についてでございますが、障害者福祉事業につきまして、次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、中ほどにございますように、「障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明を申し上げます。

先ほどの附属資料の8ページをごらんいただきたいと存じます。

8ページは表紙でございますが、次の9ページをお開き願いたいと存じます。

まず、障害者手帳の交付でございます。

現況でございますが、1の身体障害者手帳につきましては、高松市では中核市として身体障害者手帳を市で審査・決定し、交付いたしておりますが、塩江町では香川県へ進達いたしております。

次に、2、3の療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳につきましては、両市町とも香川県へ進達しておりますことから、問題点・課題といたしましては、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関に差異があることが挙げられております。

その対応策といたしましては、高松市の制度に統一するとともに、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関を香川県から高松市へ移行するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと存じます。

支援費等の支給・変更決定業務でございますが、各業務につきまして、高松市、塩江町とも同様の内容で実施いたしておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、11ページをお開き願います。

育成医療等負担費用助成事業でございますが、塩江町では事業を実施しておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

なお、これと同様に、次の１２ページの補装具給付費用負担額助成事業、１３ページの訪問入浴サービス事業、次の１４ページの心身障害者（児）扶養共済掛金助成事業、その次の１５ページの障害者（児）社会参加推進事業、次の１６ページの手話奉仕員養成事業、その後の１７ページの手話奉仕員等派遣事業、そして１８ページの福祉タクシー設置補助事業、１９ページの身体障害者パソコン教室事業、そして２０ページの在宅重度心身障害者訪問診査事業、これら９事業につきましても、塩江町では該当がございませんことから、調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、２１ページをお開き願います。

心身障害者医療費助成事業でございます。

現況でございますが、高松市では保険診療の自己負担相当額を助成しておりますが、塩江町では４級及び療育手帳のＢについては、自己負担額の２分の１を助成しており、また、高松市では現物給付であるのに対し、塩江町では償還給付をいたしております。

問題点・課題といたしましては、助成内容及び助成方法に差異があることが挙げられております。

その対応策、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上で協議第３０号障害者福祉事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第３０号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第３０号につきましては、会議規程の定めにより、次回、１２回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約を行うことといたします。

次に、協議第３１号高齢者福祉事業（協定項目第２４－７号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の２８ページをお開き願います。

協議第31号高齢者福祉事業（協定項目第24 - 7号）についてでございますが、高齢者福祉事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。塩江町の単独福祉訪問事業については、合併時に廃止する。」というものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明を申し上げます。

先ほどの附属資料の22ページをごらんいただきたいと存じます。

「高齢者福祉事業について」に関する資料でございます。

次の23ページをお開き願います。

23ページの高齢者と地域の交流事業及び次の24ページの高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業でございますが、高松市におきましては、資料に記載のとおり、事業を実施いたしておりますが、塩江町では同様の事業を実施いたしておりませんことから、調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

敬老会事業でございますが、この事業は高齢者の長寿をお祝いするため、敬老会を開催する事業でございます。

現況でございますが、1の対象者について、高松市は75歳以上の在宅の高齢者及び老人福祉施設の入所者を対象としておりますが、塩江町では73歳以上の高齢者を対象としております。

また、3の運営方法及び4の開催場所につきましては、高松市は、高松市社会福祉協議会に委託をし、市内の35地区において、小学校など地区の会場と老人福祉施設で開催いたしておりますが、塩江町は直営で実施し、町民体育館で開催をいたしております。

また、5の開催場所につきましては、高松市は9月の敬老の日を中心に各地区・施設が日程調整を行い、開催いたしておりますが、塩江町は10月に開催いたしております。

このように、両市町では、対象者や運営方法、開催場所など実施方法に差異がございましたが、対応策及び調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところ

でございます。

次に、26ページをごらんいただきたいと存じます。

老人介護支援センター事業でございますが、この事業は、地域型支援センターと基幹型支援センターの二つの事業に大別され、このうち、1の地域型支援センターは、地域における要介護高齢者の実態把握や在宅介護に関する相談、保健福祉サービスの情報提供などを行う事業でございます。この地域型支援センターについては、の運営方法に違いがございますして、高松市は社会福祉法人や医療法人等に事業の運営を委託しておりますが、塩江町は直営で運営をいたしております。

また、2の基幹型支援センターは、地域型支援センターに対する指導・助言や地域ケア会議の開催を事業内容とするものでございまして、高松市には直営のセンターがございまして、塩江町にはございません。

このように、1の地域型支援センターの運営方法に差がございまして、対応策といたしましては、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町の地域型支援センターの委託化に伴い、塩江町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、27ページをお開き願います。

敬老祝品贈呈事業でございますが、この事業は、特に高齢の方に対して、その長寿を祝い、祝品を贈呈する事業でございます。

現況のうち、4の祝品内容については、高松市では90歳から97歳までの高齢者に1,000円相当の品、98歳以上の高齢者に5,000円相当の品を贈呈いたしておりますが、塩江町では90歳以上の高齢者に5,000円相当の品を贈呈いたしております。

また、5の贈呈方法につきましては、高松市は90歳から97歳までの高齢者は民生委員児童委員が贈呈し、98歳以上の高齢者につきましては、市長等が高齢者訪問時に贈呈をいたしております。塩江町におきましては、町長が高齢者訪問時に贈呈をいたしてあるものでございます。

このように、祝品の内容及び贈呈方法に差異がございまして、対応策、調整案といたしましては、記載のとおり、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者訪問事業でございますが、この事業は、市長・町長等が高齢の方の自宅等を訪問

し、その長寿を祝うとともに、ただいま申し上げました敬老祝品を贈呈する事業でございますが、1の対象者につきましては、高松市は98歳以上の高齢者を対象としておりますが、塩江町では90歳以上の高齢者を対象といたしております。

また、4の訪問時期及び5の訪問者につきましては、高松市は、9月上旬に市長及び議長などが訪問しておりますが、塩江町は、敬老の日前後に町長が訪問いたしております。

このように、対象者及び訪問時期等に差異がございますが、対応策、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、29ページをお開き願います。

高齢者生きがいデイサービス事業でございますが、この事業はおおむね65歳以上の介護保険の要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、生きがい対策として食事、入浴、趣味活動等のデイサービスを提供する事業でございます。

現況でございますが、1の対象者の要件につきましては、高松市は、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日常生活を営むのに支障がある者を対象要件としておりますが、塩江町では、家に閉じこもりがちな者、介護状態になるおそれがある者を対象といたしております。

また、5の利用回数につきましては、高松市は、1人につき月2回までの利用であるのに対し、塩江町は、週1回利用することができ、さらに6の費用負担につきましては、高松市は、生活保護世帯に属する利用者は無料、その他の世帯は1回当たり383円の負担金に、間食代や教養講座の材料費などの実費を加算した金額となっております。塩江町の利用者の負担金は、1回当たり一律に850円となっております。

このように、対象者、利用回数及び費用負担に差異がございますが、対応策、調整案といたしまして、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと思います。

軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス事業）でございますが、資料には、在宅高齢者の自宅での援助という視点から、両市町で実施している類似事業を記載してありまして、高松市は、軽度生活援助事業として、3のサービス内容に記載のとおり、外出時の援助や食事・食材の確保など、軽易な日常生活上の援助を行っております。

一方、塩江町では、町単独ホームヘルプサービス事業として、調理や生活必需品の買い

物などの家事援助を行っているものでございます。

また、4の実施方法でございますが、高松市は高松市シルバー人材センターに委託し、塩江町は町の社会福祉協議会に委託をしております。

また、6の利用回数・時間は、高松市は、1人につき月2回の利用回数で、1回の利用時間が3時間であるのに対し、塩江町は、利用回数、利用時間の制限はなく、さらに7の費用負担につきましても、高松市は、生活保護世帯に属する利用者の負担はなく、その他の世帯は利用者負担が1時間80円であるのに対し、塩江町では、所得税非課税世帯の利用者負担額が1時間80円、所得税課税世帯が1時間250円となっております。

このように、サービス内容、実施方法、利用回数・時間及び費用負担に差異がございますが、対応策、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、31ページをお開き願います。

単独福祉訪問事業でございますが、この事業は、塩江町において、町単独事業として塩江町社会福祉協議会に委託して、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の自宅を、月1回定期的に訪問し、安否確認、声かけを行っているものでございまして、高松市におきましては、同様の事業は行っておりません。

一方、高松市においては、現況欄の下に 印で参考として記載しておりますように、関連事業といたしまして、福祉電話貸与や緊急通報装置貸与、さらには配食サービスの提供時における安否確認など、同様の目的で各種の事業を実施いたしております。

このようなことから、対応策といたしましては、塩江町の単独福祉訪問事業については、関連事業の実施により対応するものとし、合併時に廃止することとし、調整案といたしましては、「塩江町の単独福祉訪問事業については、合併時に廃止する。」としたものでございます。

なお、ただいま関連事業として申し上げました福祉電話貸与等の事業につきましては、協定項目第24-10号その他の福祉事業として、後ほど協議をお願いすることといたしております。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。

老人福祉施設整備事業利子補給でございますが、この事業は、社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から、資金の借入れを受けて福祉施設の整備を行った場合に、利子の

一部を補給する事業でございます。1の対象について、高松市では平成15年度着工分を最後に新規の施設整備事業への利子補給を廃止し、それ以前の施設整備事業で当該行政法人から資金の借入れを受けたものについてのみ利子補給を行っております。塩江町では、現在も新規事業への利子補給を実施いたしております。

また、5の利子補給利率につきましても、高松市は、元金5,000万円までは年利2%以内、5,000万円を超えると香川県の補助金算定基準額による利率、これは2%よりも若干低い利率でございますが、この利率で利子補給を行っております。塩江町は、一律に香川県の算定基準額による利率で利子補給を行っておるものでございます。

このように、高松市では新規事業への利子補給を実施いたしておりませんが、塩江町では制度を実施しているという差がございますことから、対応策といたしましては、高松市の制度に統一する。ただし、合併時において塩江町が利子補給している対象事業については、現行の塩江町の利子補給利率を適用するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたものでございます。

続きまして、33ページをお開き願います。

老人クラブ活動促進事業でございますが、この事業につきましては、老人クラブが高齢者の健康と福祉の増進、社会参加等のため自主的に実施している事業に対して補助を行っているものでございますが、まず、1の組織等におきまして、高松市には60歳以上の高齢者が任意に加入できる組織として、高松市老人クラブ連合会があり、塩江町には73歳以上の高齢者が全員加入の組織「益社会」がございます。

また、3の補助内容につきましては、記載のとおり、高松市は連合会に対する活動・運営補助金及び単位老人クラブに対して助成をしているのに対しまして、塩江町は「益社会」及び校区の老人クラブに対して助成を行っているものでございます。

このように、組織及び補助内容に差がございますことから、対応策といたしまして、高松市の制度に統一する。塩江町老人クラブについては、高松市老人クラブ連合会への統合を促すものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと存じます。

シルバー人材センター運営費補助事業でございますが、この事業は、就業を通じた高齢者の社会参加と生きがいの場づくりのため、シルバー人材センターが実施している事業に対して補助を行っているものでございますが、高松市と塩江町を比べますと、3の補助内

容について、高松市は運営費、人件費助成のほか、生活援助事業助成を行っております。塩江町は運営費及び人件費助成を行っているものでございます。

このように、補助内容に差がございますことから、対応策といたしましては、高松市の制度に統一する。塩江町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促す。ただし、シルバー人材センターの統合に伴い、塩江町におけるセンター業務の円滑な執行に支障が生ずることのないよう留意するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上で協議第31号高齢者福祉事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第31号について、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

どうぞ。

佐藤委員 失礼をいたします。塩江町の佐藤でございます。

先ほど、29号のところでも御質問いたそうと思ったわけでございますけども、ちょうど協議第31号にも同じ内容等が出てきますので、ここで、これに対しましての御質問なり要望をいたしたいと思っております。

介護サービスの事業所運営であるとか、それと、今の老人介護支援センターの事業でございますけども、これは御案内のとおり、現在、塩江町は直営で事業をやっております。しかしながら、今度の調整案につきましては、合併後におきましては、民間事業所において対応とか民間委託というような内容になっておりまして、高松市さんの、当然、制度に統一するということからして、そういうことになると思っておりますが、御案内のとおり、私どもの方は、県下一の高齢者の町でもございます。

そのようなことから、高齢者が生活支援の拠点機能であり、また、町民の支えにもなっている存在とかを御認識いただきまして、民間移行とか民間委託によりましての本町の保健とか福祉、また、医療の連携が損なわないよう、くれぐれも御配慮をいただきたいということで、御要望なりをお願いするわけでございます。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 その点については、御意見なり御要望ということでございますが、なお、健康福祉部会の方が出席をいたしておりますので、部会の方で説明等があればお願いをいたします。

岡内健康福祉部会長 健康福祉部会の岡内でございます。

ただいまありました、塩江町の老人介護支援センターの業務の委託化等につきまして、塩江町の地域の住民サービスの低下を来すことがないように、十分、配慮を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

どうぞ。

森谷委員 高松の森谷です。

この説明のところの31ページで、塩江町さんがひとり暮らしの高齢者とか高齢者夫婦世帯に、いわゆる定期的に安否確認したり、声かけ訪問を行ったりという事業をされている。個人的には、とてもやっぱり大切なことじゃないかなと私は個人的には思って、ああ、いいことしてるなど、これを見ながら思ってたんですけど……、この関連事業で、下に印にありますように、福祉電話貸与とか緊急通報装置貸与とかいろいろ、24-10でその他の福祉事業において協議というふうになっておりますけど、これによく似たような事業はどこかでフォローされるような形になるのでしょうか。何か、とてもいいあれなので、何か残してほしいという気も個人的にはするんですけども、済みません。お尋ねいたします。

議長（増田会長） それじゃあ、引き続いて部会の方からお答えします。

岡内健康福祉部会長 同じく健康福祉部会の岡内です。

ただいまの部分については、高松市の方でほかにしている、例えば、高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業とか、いろいろなところにまたがりまして、直接こういう形ではないんですけども、いろいろな形であります。

それと、先ほど関連事業とありましたように、ここに三つほど掲げておりますが、こういう中で、ほぼ、これに近い形ができるのではないかとということで、全くイコールというわけではございませんが、かなり、これに近い形、それから、今後、高松市の方で進めております地域福祉計画とかというのがありまして、これが、地域で、高齢者も支援を要する人たちと一緒に助け合っていこうという趣旨でございますので、そういう中で恐らく実現されるものと期待しております。よろしく願いします。

議長（増田会長） どうぞ。

森谷委員 多分、そういうあたりだと思ってたんですけど、やっぱりここに掲げ、関連事業で印があるようなのは、やっぱり機械的なものなので、やはり人間としての、人と

してのかかわりでそういう部分がとっても大切な部分じゃないかなと思ってましたので、今後、そういう、この何というか、そういう福祉が、とてもかかわりの中で後退しないようにだけ要望しておきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第31号につきましても、次回、第12回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第32号その他の福祉事業（協定項目第24-10号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の31ページをお開き願います。

協議第32号その他の福祉事業（協定項目第24-10号）についてでございますが、その他の福祉事業を次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。特定患者援護事業及び原子爆弾被爆者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう調整するものとする。緊急通報装置貸与等事業の塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。配食サービス事業の塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り、対象者とみなすものとする。」というものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明を申し上げます。

先ほどの附属資料の35ページをお開き願いたいと存じます。

35ページは表紙でございます。

次の36ページをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、遺族団体事業補助でございますが、現況欄でございますように、両市町では、補助の団体先及び補助金額に差異がございますことから、その対応策といたしましては、ページの右側でございますように、高松市の制度に統一する。塩江町遺族厚生会については、財団法人高松市遺族会への統合を促す。塩江町の地区遺族会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、37ページをお開き願います。

戦争犠牲者追悼式でございますが、ごらんのように、両市町では開催時期と開催場所に差がございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、38ページをごらんいただきたいと思います。

民生委員・児童委員活動事業でございますが、問題点・課題の欄に記載しておりますとおり、両市町では高松市の制度に統一した場合、塩江町地区の民生委員が減員となる場合がある。活動費に差異がある。民生委員推薦会の委員報酬等に差異がある。塩江町では、地区民生委員推薦準備会が組織されていないことが問題点・課題として挙げられておまして、これらの対応策といたしましては、高松市の制度に統一する。塩江町の民生委員数は現行のとおりとする。塩江町民生委員推薦会は、高松市の地区民生委員推薦準備会として取り扱うこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、39ページをお開き願います。

39ページの特定疾患者援護事業と40ページの原子爆弾被爆者援護事業につきましては、塩江町では当該事業を実施しておりませんことから、調整案といたしましては、いずれも「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、41ページをお開き願います。

災害援護関係でございますが、現況欄にございますように、塩江町では、1の災害時緊急物資備蓄事業及び5の小規模災害弔慰金の支給は実施いたしておりません。

また、6の小規模災害見舞金につきましては、両市町で差異がございますが、これらの対応策といたしましては、高松市の制度に統一する。災害時緊急物資については、塩江町地域の耐震施設に備蓄することとし、備蓄場所については、合併時までに調整するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、43ページをお開き願います。

43ページのふれあいのまちづくり補助事業と、次の44ページの地域福祉計画につきましては、塩江町では該当がございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、45ページをお開き願います。

45ページは社会福祉協議会運営補助等事業でございますが、現況欄にございますが、次の46ページの3の補助内容と4の委託事業内容に両市町で差異がございます。

また、45ページの問題点・課題の欄に記載のとおり、法律により、一自治体においては一つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっております。これらの問題点・課題を踏まえた対応策といたしましては、社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとし、調整案につきましても、同様の趣旨としたところでございます。

続きまして、47ページをお開き願います。

47ページ以降も、高松市のみで実施いたしておるものでございまして、47ページの障害者小規模作業所助成事業、次の48ページの福祉資金貸付金利子補給事業、ページめくっていただきまして、49ページの紙おむつ給付事業、以上三つの事業につきましては、高松市ではそれぞれ記載の内容で事業を実施いたしておりますが、塩江町では当該事業を実施しておりません。

調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、50ページをごらんいただきたいと存じます。

福祉タクシー事業でございますが、まず、1の障害者福祉タクシー助成事業につきましては、助成の対象者、助成内容及び助成方法に差異がございます。

また、次の51ページの高齢者福祉タクシー助成事業につきましては、塩江町では実施していないものでございます。

以上のような現況を踏まえました対応策、調整案でございますが、50ページにございますように、いずれも「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、52ページをごらんいただきたいと存じます。

福祉電話等貸与事業でございますが、まず、1の障害者福祉電話等貸与事業につきましては、塩江町では実施いたしておりません。

2の高齢者福祉電話等貸与事業につきましては、現況は記載のとおりでございます。

これらの対応策、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、53ページをお開き願います。

介護見舞金支給事業でございますが、まず、1の在宅重度障害者介護見舞金支給事業につきましては、塩江町では実施いたしておりません。

次に、2の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業につきましては、居住要件、所得要件、支給額に両市町で差異がございます。

このような対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう、段階的に調整するものとする。また、居住要件については、在宅重度障害者介護見舞金支給事業にあつては、合併時において塩江町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとし、在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業にあつては、合併時において塩江町地域に住所を有する者は、居住要件を満たす者として取り扱うものとする、と経過措置を設けることとし、調整案につきましても、同様の内容としたところでございます。

続きまして、54ページをごらんいただきたいと存じます。

緊急通報装置貸与等事業でございますが、問題点・課題の欄に記載のとおり、両市町では対象者と内容及び通報システムに差異がございます。通報システムにつきましては、塩江町は協力員により連絡をいたしております。

このような現況を踏まえた対応策、調整案でございますが、「高松市の制度に統一す

る。ただし、塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、55ページをお開き願います。

住宅改造助成事業でございますが、両市町では、2の対象者、3の居住要件、4の所得要件、5の対象工事及び6の助成金額等のいずれにおきましても差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、合併時に塩江町地域に住所を有する者については、居住要件を満たす者として取り扱うものとする、と経過措置を設けることとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、56ページをごらんいただきたいと存じます。

配食サービス事業でございますが、両市町では、2の対象者と5の実施方法及び6の費用負担について差異がございます。

対応策、調整案でございますが、いずれも「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、57ページをお開き願います。

福祉金等支給事業でございますが、2の福祉金等の種別でございますように、塩江町では敬老祝金及び母子家庭児等福祉金を支給いたしておりません。また、両市町では、障害者（児）に対する福祉金等の支給額、居住要件、所得等の要件及び対象者の要件について差異がございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併時に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り、対象者とみなすものとする。また、居住要件については、合併時において、塩江町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする、と経過措置を設けることとし、調整案といたしましては、同様の趣旨といたしたところでございます。

以上、非常に走り走り御説明で恐縮ですが、協議第32号その他の福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第32号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

桧山委員 高松市の桧山でございます。

54ページの緊急通報装置の貸与事業でございますけども、通報システムの協力員通報、塩江の方であるんですが、高松市でも、当初はこの方法でありました。緊急のシステム自体は本人通報、これが直接、消防局に入って緊急救助ができるという対応になりますんで、この、当分の間、現行どおりとするということ自体は、それができない理由が何かあるんでしょうか。これは早急に、高松市システムの直接消防局通報システムに改めるべきだと思うんですが、よろしくをお願いします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 部会の方から説明をいたします。

岡内健康福祉部会長 健康福祉部会です。

塩江町の場合は、市の消防局のシステムが整い次第する、というふうなことで当分の間と書いておりますので、よろしく願いいたします。

議長（増田会長） 当分の間というのは、それが整うまでということのようでございます。

桧山委員 そういう意味から、消防局体制を早急に樹立していただきたいと思っておりますので、高松市消防局とも連携を取って、よろしく願いしたいと思っております。

議長（増田会長） はい、わかりました。

ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第32号につきましても、次回、第12回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第33号保健衛生事業（協定項目第24-11号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の34ページをお開き願います。

協議第33号保健衛生事業（協定項目第24-11号）についてでございますが、提案内容につきましては、中ほどにございますように、「保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。塩江町地域のデイケアについては、現行のとおり実施するものとする。塩江町保健福祉総合施設については、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐ

ものとする。塩江町で実施している1歳6カ月児及び3歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」というものでございます。

それでは、調整内容につきまして附属資料で御説明申し上げます。

先ほどの附属資料の59ページをごらんいただきたいと存じます。

59ページが表紙でございます。

次の60ページをごらんいただきたいと存じます。

60ページの医事監視指導及び次の61ページの介護老人保健施設整備及び指導監査等につきましては、塩江町においては、現在、香川県が同様の業務を実施しておりますことから、いずれも対応策といたしましては、高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、62ページをごらんいただきたいと存じます。

地域保健推進でございますが、高松市では、市民の健康増進に関する施策についての計画を定め、地域保健に係る団体等との緊密な連携を図りながら、地域保健対策を実施しておりまして、平成11年に地域保健推進協議会を設置し、地域保健の総合調整を行っております。

一方、塩江町におきましては、高松市と同様な地域保健対策が実施されておりますものの、高松市のような推進組織はございません。

このようなことから、対応策といたしましては、高松市地域保健推進協議会において、塩江町地域を含めた活動を行うものとし、調整案といたしましては「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、63ページをお開き願いたいと存じます。

健康づくり推進プランでございますが、高松市では2012年、平成24年までの健康づくり推進プラン「健やか高松21」を策定し、計画推進のための部会を設置して、健康づくりの取り組み方等を協議するとともに、各種の広報媒体を通じて、啓発・実践を行っております。

一方、塩江町におきましては、2013年、平成25年までの健康づくり推進プラン「しおのえワクワク健康のまちづくり」を策定し、推進のための実行委員会を設置して、

高松市同様、さまざまな健康づくりの取り組みを行っております。

このようなことから、高松市の「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、塩江町地域を含めた計画に改訂することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、64ページをごらんいただきたいと存じます。

64ページ以降には、現在、塩江町においては、香川県が実施しております業務を記載しております。

まず、64ページの営業許可等から66ページの監視・指導・講習等、そして69ページでございます食中毒予防推進、この3項目につきましては、塩江町では県が同様の業務を実施しております。

調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、70ページをごらんいただきたいと存じます。

公衆浴場施設改善事業等助成でございますが、高松市では一般公衆浴場の施設改善事業及び組合の活性化事業等のため、記載の内容で補助を行っておりますが、塩江町では該当がございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

次に、71ページをお開き願います。

狂犬病予防でございますが、狂犬病予防法に基づき、予防注射と犬の登録管理につきましては、市・町の事務でございまして、高松市、塩江町共に実施しているところでございます。

なお、3の香川県動物管理指導所周辺環境美化事業補助については、高松市のみで実施しておりますが、調整案といたしましては「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、72ページをごらんいただきたいと存じます。

野犬対策でございますが、高松市では狂犬病予防法に基づき、野犬等の捕獲・保護・抑留を実施しておりますが、塩江町につきましても、同法に基づき、香川県の東讃保健所と連携して、野犬等の抑留以外の業務を行っておりますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、73ページをお開き願います。

犬猫不妊去勢手術費補助事業でございますが、塩江町につきましては、同様の制度がございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、74ページをごらんいただきたいと思います。

74ページ以降につきましても、現在、塩江町におきましては、県が行っている業務でございます。まず、74ページのエイズ予防・相談指導事業、そして次の75ページの感染症予防事業等、そして77ページの結核予防等結核関係事業、そして80ページの精神保健福祉相談等指導事業につきましては、先ほど申し上げましたように、現在、塩江町では県において同様の業務を行っております。調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、83ページをお開き願います。

精神障害者社会復帰支援等事業でございますが、高松市では精神障害者に対し、毎週1回、保健所においてデイケアを実施するほか、中核市として、社会適応訓練事業や、医療機関からの医療保護入退院届の受付等を行っております。

一方、塩江町では、社会訓練事業等については、香川県が同様の業務を行っておりますが、このうち、1のデイケアにつきましては、月1回、独自に事業を行っておりますことから、調整案といたしましては、記載しておりますように、「高松市の制度を適用する。ただし、塩江町地域のデイケアについては、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、85ページをお開き願います。

保健センター施設・機能について御説明を申し上げます。

まず、現況でございますが、2の設置の経緯等でございますように、高松市の保健センターは保健事業の拠点施設であるのに対し、塩江町の保健センター、保健福祉総合施設は、塩江病院と一体となって保健・医療・福祉サービスを総合的に行う施設として国庫補助を受け整備された施設でございます。

また、3の機能でございますように、施設内には老人介護支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションを併設しているほか、運営に当たっても、国の国民健康保険調整交付金を受けているなど、設置の経緯等及び併設機能に差異がございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、塩江町保健福祉総合施設については、設置の経緯等を踏まえる中で、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐこ

とし、併設機能につきましては、他の協定項目により協議することとし、調整案といたしましては、「国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐ。」としたところでございます。

続きまして、86ページをごらんいただきたいと思います。

次に、予防接種でございますが、現況欄でございます予防接種のうちでツベルクリン反応検査・BCG接種につきましては、高松市におきましては、医療機関で個別に、また、塩江町では保健福祉センターにおきまして集団で実施いたしておりますが、その他の予防接種については、自己負担額に差異はなく、実施方法につきましても、おおむね同様でございますことから、調整案といたしましては「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、87ページをお開き願います。

母子健康教育でございますが、高松市では、妊婦や乳幼児を持つ母親などを対象に、育児不安解消や子育て支援のための事業を実施しておりますが、塩江町には同種の事業がございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、88ページをごらんいただきたいと思います。

妊婦・乳幼児健康診査でございますが、妊婦・乳幼児健康診査では、現況欄の表の上から2段目の妊婦歯科健康診査で実施方法に差異がございます。また、塩江町では4カ月児の相談及び乳児の相談は実施いたしておりませんが、逆に、高松市で実施しておりません4カ月児、10カ月児、2歳6カ月児に対する医師による健康診査を実施いたしております。さらに、1歳6カ月児、3歳児健診につきましては、高松市の制度に統一いたしますと、高松市が集団検診でございますので、高松市保健センターでの受診となることが問題点として挙げられております。塩江町の保健福祉総合施設は、機能はそのまま引き継ぐこととしており、この事業は保健事業の大きな部分であり、また、施設の活用の観点から、当面、塩江町保健福祉総合施設で行うことが適当と考えられます。

このようなことから、対応策といたしましては、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町で実施している1歳6カ月児及び3歳児健康診査については、現行のとおり実施するものとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町で実施している1歳6カ月児及び3歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり

実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、８９ページをお開き願います。

健康教育・健康相談でございますが、問題点・課題の欄に記載しておりますとおり、健康まつり及び骨粗しょう症予防教室の実施内容等に差異がございますが、対応策といたしましては、健康まつりについては、高松市の健康まつりに統合することとし、塩江町で実施している骨粗しょう症予防については、エックス線撮影による検診から骨密度測定による予防事業として実施することとし、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、９０ページをごらんいただきたいと存じます。

健康診査・がん検診でございますが、各種のがん検診におきまして、実施方法、自己負担額、自己負担免除額に両市町で差異がございます。

また、２の実施形態につきましても、塩江町では、いわゆる総合検診として、基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診などを同時に実施いたしております。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一いたしますものの、塩江町の総合検診については、現行のとおり実施するものとし、合併年度の翌年度から３年度目において見直しを行うものとする。なお、がん検診は国の制度の変更が予定されるため、実施方法等に差異が生じる場合には、合併時まで調整を行うこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く３年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、９２ページをごらんいただきたいと存じます。

地域保健組織でございますが、塩江町には地区の保健委員会及び保健委員会連絡協議会がございません。一方、高松市には愛育会がございません。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、塩江地域において、地区保健委員会の組織化を促すものとし、塩江町の献血推進協議会及び食生活改善推進組織については、それぞれ高松市の献血推進組織と食生活改善推進組織への統合を促すというものでございます。また、塩江町の愛育会については、自主グループとして取り扱うものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

最後に、９３ページをお開き願います。

初期救急医療でございますが、現況欄に記載のとおり、塩江町におきましては、現在、

高松市で実施いたしております夜間急病診療、休日歯科診療補助事業、夜間救急歯科診療補助事業、いずれにつきましても実施しておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上で協議第33号保健衛生事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第33号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第33号につきましても、次回、第12回会議で改めて意思集約を行うことといたします。

次に、協議第34号環境対策事業（協定項目第24-13号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の37ページをお開き願います。

協議第34号環境対策事業（協定項目第24-13号）でございますが、提案内容は中ほどにございますように、「環境対策事業については、高松市の制度に統一する。塩江町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、使用できるものとする。塩江町における、ごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。塩江町における、ごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする。塩江町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。」というものでございます。

調整内容につきましては、附属資料で御説明を申し上げます。

先ほどの附属資料の94ページをお開き願います。

94ページ表紙でございますので、次の95ページをお開き願います。

まず初めに、ごみ処理事業（手数料）でございます。

両市町の現況でございますが、ごみ処理手数料につきましては、既に広域組合においてごみ処理が行われており、統一されておりますが、家庭ごみの定期収集における料金体系、また、家庭系の臨時・粗大ごみ及び事業系ごみの取り扱いに若干の差異がございまして、問題点・課題といたしまして、記載しておりますように、手数料の一部において差異

がある。事業系一般廃棄物及び臨時・粗大ごみの取扱いが異なっていることが挙げられております。

対応策でございますが、手数料については、高松市の料金に統一する。事業系一般廃棄物及び臨時・粗大ごみの取扱いについては、高松市の制度に統一する。塩江町で現在使用しているごみ袋については、合併年度及びこれに続く２年度に限り、塩江町地域に限り使用できるものとし、その後は高松市の制度に統一することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く２年度に限り、使用できるものとする。」としたところでございます。

続きまして、９６ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ処理事業（収集方法等）でございます。

次の９７ページにかけまして、現況を記載いたしておりますが、２の臨時・粗大ごみ、３の破碎ごみ及び４の有害ごみの収集回数に差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町における、ごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く２年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、９８ページをお開き願いたいと存じます。

ごみ処理事業（一般廃棄物適正処理指導事業）でございます。

両市町の現況でございますが、１にございますように、ごみステーションの設置基準が異なっております。

また、２にございますように、高松市では分別収集に協力し地域の環境保全のための活動に対する補助制度として、分別収集推進活動補助金を１世帯年間６００円を基準に地区衛生組合協議会等に補助しておりますが、塩江町では同様の制度はございません。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、ごみステーションについては、住宅密集度等に差異がございますことから、塩江町における、ごみステーションの設置基準については現行のとおりとする。塩江町において、合併時までに分別収集推進活動を行う地区衛生組合協議会等の組織化を促すこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町における、ごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、９９ページをお開き願います。

ごみ処理事業（一般廃棄物収集運搬・処理許可）でございます。

現況でございますが、1の申請手数料額を除きましては、ほぼ同様の許可基準等を設けておりますことから、対応策及び調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、100ページをごらんいただきたいと思います。

廃棄物管理指導等でございます。

現況でございますが、1の不法投棄等不法処理防止につきましては、塩江町においては、県が同様の業務を行っておりますが、実施方法に差がございます。また、産業廃棄物適正処理推進等業務及び産業廃棄物空中監視、立入り指導等については、塩江町では同様の制度がございません。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、産業廃棄物の不法投棄等不法処理防止業務については、実施機関を香川県から高松市に移行する。塩江町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとすることとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、101ページをお開き願いたいと存じます。

衛生組合団体活動推進事業でございます。

両市町の現況でございますが、次の102ページにかけて記載しておりますが、衛生組合団体活動補助の補助内容等に差異がございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、塩江町地区衛生協議会は、高松市衛生組合連合会に統合する。塩江町において、合併時までに地区衛生組合協議会の組織化を促すこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、103ページをごらんいただきたいと思います。

ごみ減量・資源化推進事業でございます。

現況でございますが、塩江町には、1のリサイクル推進員制度がございません。

また、2の啓発事業の内容、3の生ごみ処理機等の購入経費補助制度についても差異がございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、塩江町において、合併時までにリサイクル推進員を選定する。ごみ減量・資源化の啓発内容及び生ごみ処理機等の購入経費補助制度については、高松市の制度に統一することとし、調整案といたしましては、「高松市

の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、104ページをごらんいただきたいと存じます。

環境基本計画でございますが、高松市では高松市環境基本条例に基づき、環境基本計画及び環境白書を作成いたしておりますが、現在、塩江町では環境基本条例が制定されておられませんことから、環境基本計画及び環境白書は作成されておられません。

対応策でございますが、環境基本計画については、合併年度の翌年度に、塩江町地域を含めた計画に見直すこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、105ページをお開き願いたいと存じます。

環境保全推進事業でございます。

高松市では環境保全のための啓発及び環境ボランティア団体の育成事業を行っておりますが、塩江町におきましては、広報紙等による環境保全意識の啓発推進のみを行っております。対応策、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、106ページをごらんいただきたいと存じます。

大気汚染監視事業でございます。

塩江町では香川県が事業を実施いたしておりますが、3の有害大気汚染物質調査及び4のダイオキシン類調査については測定実績がございません。

対応策といたしましては、高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、107ページをお開き願います。

騒音振動防止対策事業でございますが、問題点・課題の欄にございますように、塩江町においては行政区域全体が法律上の対象地域に指定されていないため、事業を実施していないことから、対応策といたしましては、高松市において、合併時までに、塩江町地域における対象地域指定について、香川県等と協議を行うこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、108ページをごらんいただきたいと存じます。

水質汚濁監視事業でございますが、これも問題点・課題欄にございますように、塩江町におきましては、県が調査を行っており、高松市の調査方法と異なっております。

対応策でございますが、高松市において、合併時まで、塩江町地域における調査地点・調査項目・調査回数等について、香川県等と協議を行い、実施機関を香川県から高松市へ移行することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、109ページをごらんいただきたいと存じます。

公衆便所管理でございます。

高松市につきましては、公衆便所条例で規定する便所と、その他これに準じる便所、合わせて26カ所設置されております。一方、塩江町では17カ所設置されておりますが、条例については制定をされておられません。また、市民トイレ制度は、高松市のみでございまして、

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、110ページをごらんいただきたいと存じます。

最後は、し尿収集事業でございますが、問題点・課題の欄にございますように、両市町の現況では、手数料に差異がある。塩江町においては、中継用貯留施設に一時貯留する収集体制となっていることが挙げられておまして、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。塩江町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。」としたところでございます。

以上で協議第34号環境対策事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第34号について、御質問等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第34号につきましても、次回会議で改めて意思集約を行うこととさせていただきます。

次に、協議第35号農林水産関係事業（協定項目第24-15号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の40ページをお開き願います。

40ページでございます。

協議第35号農林水産関係事業（協定項目第24-15号）についてでございますが、提案内容につきましては、中ほどでございますように、「農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。塩江町の林道については、高松市の林道として引き継ぐものとする。塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。イノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。間伐補助事業については、塩江町地域において、現行のとおり実施するものとする。塩江町の農林施設、重要稚仔放流事業、地籍調査事業及び農業集落排水事業については、高松市に引き継ぐものとする。塩江町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。」というものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の111ページをお開き願いたいと存じます。

次の112ページをごらんいただきたいと存じます。まず、財産区事務でございます。

現況でございますが、1の名称等でございますように、高松市では五つの財産区、塩江町では二つの財産区がございますが、3の管理委員・議員の選任・選挙、4の委員等報酬・費用弁償、そして5の管理委員の公務災害補償におきまして、両市町で差異がございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、塩江町の現在の管理委員は、合併後に行われる最初の改選時から市長が選任するとともに、委員報酬・費用弁償及び公務災害補償については、高松市の制度に統一することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、113ページをお開き願います。

水田農業構造改革事業でございます。

まず、1の地域水田農業推進協議会につきましては、塩江町では、塩江、香川、香南の3町及び農業関係団体等26名の会員により設置し、米の生産調整のほか、推進作物としてソバや野菜7品目に対して交付金を交付いたしております。

次の114ページをごらんいただきたいと存じます。

2の集落実行組合長手当でございますが、高松市では水田農業構造改革対策事業に対する集落実行組合長の活動手当として、均等割、戸数割、面積割のほか、生産調整現地確認地の筆数等から算定した額を支出いたしております。

一方、塩江町では、集落実行組合長の手当として、基本額に農家戸数に応じた加算額のほか、定額の現地確認時の報酬を支出いたしております。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、塩江町が加入している、塩江・香川・香南地域水田農業推進協議会については、合併時に脱退する。集落実行組合長手当については、高松市の制度に統一する。また、高松市の推進協議会の推進作物に、塩江町の重点作物（ソバ）を追加することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、115ページをお開き願います。

農業団体育成事業でございます。

まず、1の生活研究グループにつきましては、高松市では12団体、236名の生活研究グループ、塩江町におきましては、1団体、10名の生活研究団体がございます。

次に、2の認定農業者連絡協議会につきましては、高松市では78名の認定農業者から組織された高松市認定農業者連絡協議会に対し、活動費の2分の1を補助しておりますが、塩江町では12名の認定農業者を構成員とする塩江町認定農業者の会に対し、予算の範囲内で補助をいたしております。

対応策といたしましては、塩江町の生活研究団体は、高松市の生活研究グループの構成団体として取り扱う。塩江町認定農業者の会の会員については、高松市認定農業者連絡協議会への加入を促すこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、116ページをごらんいただきたいと存じます。

園芸団体育成事業でございます。

塩江町では、塩江町園芸特産品の振興を図るため、1のユズ生産組合から3の大豆生産組合まで、その運営活動に対して補助を行っております。

次の117ページをお開き願います。

一方、高松市では4の園芸特産振興協議会から118ページの8の花卉研究会までの5団体に対して補助を行っております。

恐れ入りますが、116ページにお戻り願いたいと存じます。

以上の現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、119ページをお開き願います。

有害鳥獣駆除事業でございますが、まず、1の補助事業につきましては、高松市、塩江町共にイノシシ、猿の捕獲者に対しまして、1頭につき1万円の補助金を交付いたしております。

次に、2の市・町単独事業でございますが、塩江町におきましては、イノシシ等被害防除事業として、電気さく等の設置経費に対する補助のほか、イノシシ等の捕獲団体に対し助成金を交付いたしております。

以上の現況を踏まえた対応策でございますが、塩江町で実施しているイノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施する、と経過措置を設けるとともに、塩江町有害鳥獣駆除イノシシ部会への補助については、合併年度の翌年度から廃止することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町が実施しているイノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、120ページをごらんいただきたいと存じます。

森林組合育成等事業でございます。

まず、1の対象団体でございますが、高松市では香川東部森林組合、塩江町では塩江町森林組合へ補助をいたしております。

次に、2の目的でございますが、高松市では森林資源の培養等から東部森林組合の育成を図ることを目的としておりますが、塩江町では専門的知識を備えた塩江町森林組合と共同で林業施策を展開し、林業の活性化を図っているものでございます。

次に、3の内容につきましては、高松市では森林の巡視や作業班員の確保に対し補助をいたしておりますが、塩江町では林産物振興補助、林業指導補助等の各種の補助を行っております。

なお、補助額につきましては、4に記載のとおりでございます。

以上を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、121ページをお開き願います。

市・町単独間伐補助事業でございますが、塩江町では、針葉樹人工林を対象とした間伐事業に対して、町単独で一定の補助金を交付いたしております。これらの現況を踏まえたその対応策、調整案でございますが、「塩江町が実施している間伐補助事業について

は、塩江町地域において、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、122ページをごらんいただきたいと存じます。

林道整備事業でございますが、現況のうち、4の市・町単独事業でございますように、高松市では除草及び凍結防止剤の設置等を実施しておりますが、塩江町では除草、崩土の取り除き、除雪等の事業を行っており、その内容に差異がございます。

以上の現況を踏まえた対応策でございますが、塩江町の林道については、高松市に引き継ぐものとする。塩江町で実施している事業等については、高松市において引き続き実施するものとするとし、調整案といたしましては、「塩江町の林道については、高松市の林道として引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、123ページをお開き願います。

農林施設でございますが、123ページの生活改善センターと次の124ページの高齢者活動促進センター、そして125ページの黒豆加工施設、そして126ページの中下所多目的研修集会施設と、現在、塩江町には四つの農林施設がございます。本日、逐一の説明を省略いたしますが、これら塩江町の農林施設につきましては、123ページの調整案に記載のとおり、いずれも「高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、127ページをお開き願います。

水産振興でございます。

まず、1の重要稚仔放流事業につきましては、高松市では瀬戸内漁業の振興を図るため、漁業組合が行うベラの放流事業に対し補助金を交付いたしておりますが、塩江町では豊かな自然と温泉地としてのイメージアップのため、塩江町淡水漁業組合と共同で鮎、アメゴ等の放流事業を実施いたしております。

また、高松市では水産団体育成事業、水産増養殖事業を実施いたしておりますが、塩江町では該当事業はございません。

以上の現況を踏まえた対応策、調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。塩江町の重要稚仔放流事業については、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、129ページをお開き願います。

土地改良事業でございます。

土地改良事業につきましては、高松市では土地改良区及び共同施行体が事業主体となり実施しておりまして、それぞれの事業区分によりまして、市補助金を支出いたしておりますが、塩江町につきましては、町が事業主体となり、受益者からの負担金を徴収して実施をいたしております。

また、単独事業につきましては、両市町の補助額等に差異がございますことから、その対応策といたしましては、塩江町地域におきまして、平成18年度末を目標に土地改良区を設立し、設立までの間の土地改良事業につきましては、共同施行体等が事業主体となり、実施することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。塩江町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの間の土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。」としたところでございます。

以上が土地改良事業でございます。

続きまして、130ページをごらんいただきたいと存じます。

地籍調査事業でございます。

地籍調査事業につきましては、高松市におきましては、一部を除きまして、昭和54年に完了いたしておりますが、塩江町につきましては、昭和59年度から平成22年度までの予定で実施をいたしておりまして、全体の20%につきましては、まだ調査が残った状態しております。

これらの現況を踏まえた対応策及び調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。塩江町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、131ページをお開き願います。

最後は、農業集落排水事業でございます。

この農業集落排水事業につきましては、塩江町では農村地域の水環境の改善を図ることを目的として、内場地域におきまして実施されておりまして、これらの現況を踏まえた調整案といたしましては、「農業集落排水事業については、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上で協議第35号農林水産関係事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第35号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

桧山委員 高松市の桧山でございます。

119ページなんです、有害鳥獣駆除のイノシシ等による農林水産物被害防除なんです、高松市の場合はイノシシ、猿というような中身で明記されとるんですが、塩江の場合、イノシシ等ということで、これ、中身につきまして純粹のイノシシ対策の事業なのか、今、問題になっておるイノブタですね。このものの対策が含まれておるのか、今後もそういうものをどうされるのかについてちょっと確認したいんですが、よろしく願います。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 それについては部会の方で説明をいたしますが、部会の塩江町の方でおわかりでしたら、そちらの方で。

赤松産業部会委員 失礼します。塩江町の赤松と申します。

塩江町では、現在、イノシシだけの被害でございまして、猿等につきましては直接的な被害の報告はされてございません。

それと、イノブタにつきましては、これにつきましては家畜の関係の法律が適用されますので、その対策については、現況の県内ではイノブタが捕獲されたという事例は聞いてございませんが、定期的に県の方で捕獲をした検体を検査し、イノブタが確認されておるかどうかということについて調査しておりますが、現在のところ、そのような事例はないというふうな報告を受けてございます。

以上です。

議長（増田会長） どうぞ。

桧山委員 確認ですが、といたしますのは、このイノシシ等の塩江のこの法律と申しますか、この中身につきましては、イノブタ対策は含まれてないということですね。それを確認しておきます。

議長（増田会長） そういうことです、今のあれからいえば……

赤松産業部会委員 赤松です。イノブタ対策につきましては、含まれてございません。

桧山委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第35号につきましても、次回、第12回会議で意思集約を行うことといたします。

次に、協議第36号交通関係事業……

三笠委員 ちょっと5分ぐらい休憩をとったら……。何か4時に用事がある……

議長（増田会長） 台風も来ておるし、ちょっといろいろあるんで、早くできればしたいということで、順次行かしてもらえればありがたいと思うんですが。済みません……。実はその前に会議をもう一つ持っておりますんで、恐れ入ります。済みません、じゃあそういうことで。

次に、協議第36号交通関係事業（協定項目第24-17号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の43ページをお開き願います。

協議第36号交通関係事業（協定項目第24-17号）についてでございますが、提案内容はページ中ほどにございますように、「交通関係事業については、高松市の制度に統一する。塩江町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

調整内容につきましては、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の133ページをお開き願いたいと存じます。

133ページでございます。交通関係事業のうち、まず初めに、交通安全運動について御説明申し上げます。

両市町の現況でございますが、活動内容に若干の差異はございますが、両市町とも、ほぼ同様な交通安全運動を行っておりまして、対応策、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、134ページをごらんいただきたいと存じます。

交通安全活動でございます。

現況のうち、2の交通安全教室の開催と3の街頭交通指導の実施主体等につきましては、両市町とも実施いたしておりますが、内容に若干の差異がございます。

また、1の交通安全指導者研修会と4のマナーアップモデル地区事業については、高松市のみで実施している事業でございます。

以上の現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、135ページをお開き願います。

交通安全資材の配布でございます。

ごらんのとおり、1の保育所・幼稚園・学校関係資材の配布物に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、136ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町民交通傷害保障についてでございますが、現在、両市町共に交通傷害保険事業を実施いたしておりますが、その保険期間、保険料及び保険金に差異がございますことから、対応策の欄に記載のとおり、高松市の制度に統一する。ただし、保険期間については、合併時まで調整することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、137ページをお開き願います。

放置車両等対策でございます。

資料に記載のとおり、高松市では放置自動車対策、放置自転車対策に取り組むとともに、次の138ページにございますように、放置自転車保管後の再利用事業として、レンタサイクルシステムや放置自転車の一般販売についても実施をいたしております。

一方、塩江町では同様の事業を実施していないため、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、139ページをお開き願います。

チャイルドシート助成でございますが、資料に記載のとおり、塩江町では独自に町内に住所を有する6歳未満の子供のいる世帯に対し、チャイルドシートの助成を行っております。

一方、高松市では同様の制度はございませんことから、対応策及び調整案といたしましては、「塩江町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

次に、140ページをごらんいただきたいと存じます。

最後は、生活バス路線維持についてでございます。

まず、両市町の現況でございますが、高松市では、減便や廃止になっている路線バスに対し、市民の足の維持確保のため、現在、12の路線に対して補助を行っております。

一方、塩江町では、廃止になった1路線に対し、住民の公共交通機関確保のため、廃止路線代替バスとして町営バス、通称でがんばりバスとありますが、このがんばりバスを運行いたしております。

対象路線は2に記載のとおりでございますが、このような現況を踏まえた対応策及び調整案といたしましては、「塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上で協議第36号交通関係事業についての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第36号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第36号についても、次回会議で改めて意思集約を行うことといたします。

次に、協議第37号学校教育事業（協定項目第24-21号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の46ページをお開き願いたいと存じます。

協議第37号学校教育事業（協定項目第24-21号）についてでございますが、提案内容はページの中ほどにございますように、「学校教育事業については、高松市の制度に統一する。塩江町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐものとする。塩江町地域で実施している、小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続するものとする。塩江町地域の学校給食及び奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。塩江町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。」というものでございます。

それでは、附属資料により調整内容を説明を申し上げます。

附属資料の141ページをごらんいただきたいと存じます。

「学校教育事業について」に関する資料でございます。

次の142ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、公立学校管理業務でございますが、両市町の現況は、資料に記載のとおりでございます。調整案といたしましては、「塩江町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、143ページをお開き願います。

遠距離通学者等に対する助成でございます。

まず、1の小学校児童通学援助につきましては、塩江町では学校までの通学距離が、片道4キロを超える児童に対し、一定の基準に基づき補助をいたしております。

また、2の中学校生徒通学援助につきましては、高松市では城内中学校に通学する女木地区の生徒に対し、女木・高松間の船の定期代を補助いたしておりますが、塩江町では通学距離が片道6キロを超える生徒に対し補助いたしております。通学援助の内容に差異がございます。

両市町の現況は以上のとおりでございますが、これらの現況を踏まえた調整案といたしましては、「塩江町地域で実施している小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

続きまして、144ページをごらんいただきたいと存じます。

学校給食でございます。

まず、1の調理・配送方法でございますが、高松市は単独調理場22カ所、共同調理場17カ所において、市立小学校42校及び中学校18校の給食調理をしておりますが、共同調理場では、関係する小・中学校の給食についても調理し、配送は業者委託をいたしております。

一方、塩江町では、塩江小学校及び安原小学校は単独調理場として自校分を調理し、塩江中学校は共同調理場として上西小学校の給食も調理し、配送いたしております。

また、2の給食費については、記載のとおり状況でございます。

また、3の献立作成方法及び4の給食材料購入方法につきましては、高松市では財団法人高松市学校給食会を通じて献立作成や物資の調達、配給などを行っておりまして、献立の作成につきましては、担当の栄養職員が献立の原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、学校給食会が設置している献立委員会に諮り、決定をいたしております。

また、物資につきましては、学校給食会が設置している物資購入委員会に諮り決定をした後、学校給食会において一括購入いたしております。

一方、塩江町では、塩江中学校の栄養士が献立原案を作成し、学校給食運営審議会で検討した後、献立を決定し、決定した献立に基づき栄養士が物資を購入いたしております。

このように、両市町では調理・配送方法や給食費、献立作成方法等に差異がございますが、対応策といたしましては、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。なお、塩江町地域における学校給食の調理・配送方法については、現行のとおりとし、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、145ページをお開き願います。

奨学制度等の支援制度でございます。

まず、1の奨学制度でございますが、高松市におきましては、一定の要件を満たす者に対して奨学金の支給を行うとともに、入学準備金を貸し付ける制度がございますが、塩江町にはございません。

また、2の要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業につきましては、記載のとおり、修学旅行費に差がございます。また、塩江町では高松市のような単独分を支給いたしておりません。

両市町の現況は以上でございますが、対応策、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、146ページをごらんいただきたいと存じます。

146ページから148ページにかけましては、両市町の保護者負担軽減対策について整理をいたしております。

まず、1の就園奨励費補助、2の私立幼稚園就園費補助及び147ページの3の第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度でございますが、高松市におきましては、記載のような軽減・助成を行っております。

一方、塩江町におきましては、幼稚園がございませんことから、当該補助事業は実施いたしておりません。

また、4の児童生徒副読本支給費につきましては、その費用負担等に差異がございます。

また、5の大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度につきましては、塩江町には制度がございません。

また、6の高等学校生徒を育てる修学金等補助制度につきましては、塩江町独自の制度で、高等学校及び高等専門学校に在籍している者に対して、年間3万円の学資等の補助を行うことにより、保護者負担の軽減を図り、有能な人材を育成しようとするものでございます。

次に、148ページをごらんいただきたいと存じます。

7の中学校新人・総合体育大会でございますが、この大会の参加につきましては、両市町とも補助を行っておりますが、その補助内容に差がございます。

また、8の学校行事等参加補助でございますが、小学校につきましては、高松市では男木、女木小学校の児童が体験学習の際に利用する船賃や、菅沢分校の児童が学校行事等で本校を往復する際のタクシー代を負担しておりますが、塩江町では3校合同による修学旅行の打ち合わせや運動会の練習等、児童の移動に要する経費を負担しているものでございます。また、中学校につきましては、高松市では男木中学校の生徒が体験学習の際に利用する船賃を支給しておりますが、中学校部活動の大会参加に要する経費については、保護者が負担をいたしております。

一方、塩江町では部活動が大会に参加する場合のバス借上等の経費については、塩江町が負担をしております、この大会参加補助に差があるものでございます。

保護者負担軽減対策の現況は以上でございますが、調整案といたしましては、146ページに記載しておりますように、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、149ページをお開き願います。

学校教育指導でございます。

まず、1の教育用パソコン整備状況でございますが、高松市では、国の基準どおり、小中学校共にパソコン教室における児童生徒1人1台の整備を達成し、校内LAN関係につきましても普通教室2台、特別教室6台の整備を完了いたしております。

一方、塩江町では、小中学校共にパソコン教室における児童生徒1人1台の整備は達成

してありまして、校内LANの関係の整備は中学校のみで完了いたしております。

また、2の英語指導助手派遣につきましては、高松市では、市が招致している英語指導助手5名を九つの中学校に配置するとともに、県招致英語指導助手6名を9中学校に配置しておりますが、塩江町におきましては、町が招致した英語指導助手1名を塩江中学校に配置してありまして、配置状況及び派遣回数に差異がございます。

また、3の非常勤講師配置状況につきましては、小学校ではへき地校に1名、教育充実校に2名を、中学校では教育充実校に2名を配置しております。一方、塩江町におきましては、複式学級解消のため2名を配置してありまして、配置状況に差異がございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、塩江町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。塩江町地域における、非常勤講師について、小学校では、複式学級を解消するため、引き続き配置し、中学校においては、これまでの経緯等を踏まえる中で、高松市の制度に準じ、配置するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

以上で協議第37号学校教育事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第37号について、御質問等がございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第37号につきましても、次回会議で改めて意思集約を行うことといたします。

次に、協議第38号社会教育事業（協定項目第24-22号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料49ページをお開き願います。

協議第38号社会教育事業（協定項目第24-22号）についてでございますが、提案内容は中ほどにございますように、「社会教育事業については、高松市の制度に統一する。塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として取り扱うものとする。」とい

うものでございます。

それでは、附属資料でその調整内容を御説明いたします。

附属資料の151ページをお開き願います。

まず、生涯学習基本計画でございますが、現況欄に記載のとおり、塩江町では当該事業を実施しておりませんが、合併後の状況に対応するため、対応策として、合併後において、塩江町地域を含めた計画の見直し等を行うこととし、調整案としては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、152ページをごらんいただきたいと存じます。

子ども読書活動推進計画でございますが、これにつきましても、塩江町では当該事業を実施しておりませんが、対応策といたしましては、合併後において、塩江町地域を含めた計画の見直し等を行うこととし、調整案としては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、153ページから154ページにかけて記載しております子どもの健全育成でございます。

高松市では記載の内容で事業を実施しておりますが、塩江町では当該事業を実施しておりませんことから、調整案としては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、155ページをお開き願います。

子ども会活動の促進でございます。

現況のうち、2の補助対象団体に差異がございます。

対応策といたしましては、高松市の制度に統一する。塩江町の子ども会組織については、高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促すこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、156ページをごらんいただきたいと存じます。

P T A活動の促進でございますが、これにつきましても、2にございますように、補助の対象団体について差がございます。

対応策でございますが、塩江町P T A連絡協議会については、高松市P T A連絡協議会への統合を促すこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、157ページをお開き願います。

成人式でございます。現況欄でございますように、両市町では、現在、実施日、対象者への案内方法、企画・運営及び記念品等について差がございます。また、塩江町では記念イベントを実施しておりません。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。なお、塩江町での対象者への案内方法が変更となることから、適切な周知を行うこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、158ページの青年活動の推進でございます。

現況欄でございますように、高松市では記載の内容で事業を実施いたしておりますが、塩江町では当該事業を実施しておりませんことから、調整案としては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、159ページをごらんいただきたいと存じます。

家庭教育等の推進でございます。

問題点・課題の欄に記載しておりますように、両市町の現況では、家庭教育学級の開催内容等について差がございます。また、塩江町では、家庭教育セミナー、父親のための家庭教育出前講座、就学時健診等を活用した子育て講座及び思春期の子どもを持つ親のための子育て講座を実施しておりません。

これらの現況を踏まえた対応策、調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、160ページのスポーツ団体育成事業をごらんいただきたいと存じます。

まず、1の体育協会でございますが、補助金について差がございます。

次に、2の地区体育協会でございますが、高松市では記載の内容で事業を実施しておりますが、塩江町には地区体育協会が存在しないため、当該事業は実施いたしておりません。

続きまして、161ページの3高松市体力づくり市民会議でございますが、塩江町には同様の組織はございません。

続きまして、4のスポーツ少年団でございますが、登録料等、補助金及び練習時間帯等について差がございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、160ページに記載しておりますが、塩江町体育協会については、高松市体育協会への統合を促す。塩江町地域において、地区体育協会の組織化を促すものとする。塩江町地域のスポーツ少年団の新規登録受付窓口

については、従来どおり、塩江町で受付けることとする。塩江町地域のスポーツ少年団の練習時間帯については、指導者確保の事情から日没後も認めることとするとし、調整案としては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、162ページをお開き願います。

スポーツイベント等振興事業でございます。

まず、1の市・町民スポーツ大会でございますが、両市町では開催時期、内容、運営主体等について現況に差がございます。

また、2の地区運動会でございますが、高松市では記載の内容で、春または秋に開催しておりますが、塩江町におきましては、当該事業を実施しておりません。

以上の現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として取り扱うものとする。」としたところでございます。

続きまして、163ページをお開き願います。

体育指導委員でございます。

まず、構成でございますが、高松市では学識経験を有する者と各小学校区から推薦された男女各1名となっているほか、活動内容、定例会等でございますが、活動内容、報酬に差がございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、塩江町地域の委員については、3小学校区から推薦された男女各1名ずつとすることとし、委員定数については見直しを行うこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、164ページの学校体育施設開放推進事業をごらんいただきたいと存じます。

両市町では学校体育施設の開放を行っておりますが、現況のうち、2の管理運営方法、3の使用の申請方法、4の補助金及び5の管理謝金の支出等に差異がございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、塩江町地域の小学校については、校区住民による自主管理運営を行うこととする。ただし、上西小学校については、現行どおり塩江中学校第1体育館を代替、新たに塩江中学校第2体育館を塩江町3小学校合同開放運営委員会で使用し、鍵管理料等については、学校体育施設開放運営委員会が学校体育施設開放事業費の中から支出することとし、調整案としては、「高松市の制度に統一する。」

としたところでございます。

続きまして、165ページをお開き願います。

体育施設管理運営でございますが、次の166ページの6でございますように、管理運営方法に差異がございます。また、資料に記載はございませんが、使用申請につきましては、高松市では公共施設利用総合情報システムにより対応いたしております。

また、3の庭球場につきましては、その使用料に差異がございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、東地テニスコートについては、高松市公共施設利用総合情報システムに登録するとともに、自然休養村センターに同システムの端末を設置することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上で協議第38号社会教育事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第38号について、御質問等ございましたら御発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第38号につきましても、次回、12回会議で改めて意思集約を行うことといたします。

次に、協議第39号文化振興事業（協定項目第24-23号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の52ページをお開き願います。

協議第39号文化振興事業（協定項目第24-23号）についてでございますが、提案内容につきましては、中ほどにございますように、「文化振興事業については、高松市の制度に統一する。塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。」というものでございます。

それでは、附属資料で調整内容を説明をいたします。

附属資料の168ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、指定文化財でございますが、1の文化財保護審議会につきましては、文化財保護法の指定に基づき両市町共に設置されておりますが、委員数及び報酬等に差がござい

す。

また、2の指定文化財につきましては、高松市が34件、塩江町が無形文化財のみの1件を指定いたしております。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、塩江町文化財保護審議会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。塩江町指定文化財については、高松市の指定文化財として引き継ぐこととするが、指定に当たっては、塩江町の意向を十分に尊重する中で、高松市文化財保護審議会に諮るものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、169ページをお開き願います。

埋蔵文化財調査事業でございますが、高松市では調査事業、出土品の整理・保管、埋蔵文化財の包蔵地管理等を文化財専門員が行っております。

一方、塩江町では過去に出土した遺物を町の教育委員会において保管しておりますが、埋蔵文化財調査及び包蔵地管理を行っておりませんことから、対応策といたしましては、塩江町で所有している出土品については高松市に引き継ぐとともに、塩江町地域を含めた埋蔵文化財包蔵地の台帳及び地図を、合併時まで作成するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一をする。」としたところでございます。

続きまして、170ページをごらんいただきたいと存じます。

文化財学習事業でございますが、高松市では資料に記載のとおり、各種の事業を実施しておりますが、塩江町では同様の事業を実施しておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、171ページをお開き願います。

文化奨励賞でございますが、これにつきましても、高松市のみで実施しておる事業でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

次に、172ページをごらんいただきたいと存じます。

文化祭開催事業でございます。

高松市では高松市市民文化祭（アーツフェスタたかまつ）及び市内の各地区の公民館等で行う地区文化祭を毎年実施いたしております。塩江町におきましても、毎年11月に塩江町文化祭を実施いたしております。両市町の文化祭につきましては、開催時期、内

容、運営等に差異がございます。また、塩江町におきましては、高松市のような地区文化祭は開催いたしておりません。

これらの現況を踏まえた対応策といたしましては、塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。なお、運営費の対応については、合併時までに調整するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。」としたところでございます。

続きまして、173ページをごらんいただきたいと存じます。

文化芸術活動推進事業でございますが、両市町ではデリバリーアーツを実施いたしております。また、高松市では学校巡回教室及び市民大学を実施いたしております。これらにつきましては、塩江町には同種の事業はございません。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、174ページをごらんいただきたいと存じます。

文化団体の育成・支援事業でございますが、高松市におきましては、文化協会を初めとして、各文化芸術団体の行う事業に対して補助金を支出して育成支援を行っております。

一方、塩江町では町内の18の文化団体が加盟する塩江町文化協会の運営に対して補助を行っております。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。塩江町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。なお、塩江町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との統合等について、合併時までに調整するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、175ページをお開き願います。

歴史資料館運営事業でございますが、これは高松市だけの事業でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

次に、176ページをごらんいただきたいと存じます。

歴史資料整備事業でございますが、高松市と塩江町では歴史資料の保管に差異がございます。

対応策、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、177ページをお開き願います。

文化教育普及事業でございますが、この事業はサンクリスタル学習及び歴史資料館講座を開催するものでございます。

高松市だけの事業でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

次に、178ページをごらんいただきたいと存じます。

図書館運営事業でございます。

塩江町には同様の施設がございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、179ページをお開き願います。

図書館事業でございますが、この事業は現況欄の1の4カ月児を対象に、図書の無償配布等を行うブックスタート事業と、2の本の読み聞かせ等を行う児童行事、3の移動図書館の巡回がございまして、高松市と塩江町では、児童行事の開催時期や開催場所、また、移動図書館の巡回について、塩江町では県立図書館の巡回図書を利用するなどの差異がございまして。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、児童行事については、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町で実施する児童行事の開催場所については、塩江町の現行のとおりとする。移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により巡回するものとし、箇所については、合併時まで調整するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

なお、180ページから184ページにかけましては、文化芸術ホールなど高松市の文化施設の施設及び事業の概要を掲載しておりますが、塩江町におきましては同種の施設がございませんことから、調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」といたしておるところでございます。

以上で協議第39号文化振興事業についての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第39号について、御質問等がございましたら御発言を願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第39号につきましても、次回会議で改めて意思集約を行うことといたします。

次に、協議第40号建設計画（協定項目第25号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第40号建設計画（協定項目第25号）について御説明いたします。

別とじの附属資料の高松市・塩江町の合併による“まちづくりプラン”（建設計画）案というのをごらんください。

右肩の方に、その3と記載しております附属資料でございます。

表紙の次のページをお開きください。

まず、目次で建設計画の構成について御説明いたします。

はじめにおきまして、合併の考え方と計画策定の方針を整理しております。

次に、第1章では高松市と塩江町の概況を、また、第2章ではまちづくりの基本方針として、新しいまちづくりの理念、また、塩江町地域のまちづくりとして、塩江町地域の役割と機能や塩江町地域のまちづくりの課題と対応の基本方向を整理し、塩江町地域のまちづくりの基本目標とそれを具体化するための基本方針、施策の方向をまとめております。さらに、市の将来構想についても記述いたしております。

次に、第3章は各論部分でございまして、塩江町地域のまちづくりに関する施策・事業を五つの基本目標ごとに整理し、その基本方針と施策の方向を明らかにするとともに、合併後に重点的に取り組むべき事業について取りまとめました。

また、次のページ、第4章では、公共的施設の統合整備を記述するとともに、最後の第5章の財政計画につきましては、平成15年度決算等を計画に反映させるため、現在、見直し作業中でありまして、次回の会議を目的に取りまとめることといたしております。

それでは、建設計画の概要につきまして、本日は、お手元に別とじで付せんをつけております資料、高松市と塩江町の合併による“まちづくりプラン”の骨子をお配りしておりますが、それに基づいて説明させていただきます。

まず、1合併の考え方でございますが、まず、1番目としては、生活圏の広域化への対応、2として少子・高齢社会への対応、また、3として自治能力の強化、最後に、4として緊密なつながりを踏まえた対応という四つの視点から整理しております。

次は、2の高松市と塩江町の合併によるまちづくりでございますが、附属資料、その3

の建設計画案、これを、以下「本編」と申し上げますけど、本編の方では17ページから21ページにかけて記載をいたしております。

まず、2-1合併による新しいまちづくりの理念でございます。

ここでは、両市町のこれまでのまちづくりの歩みを尊重し、地理的条件、都市機能や産業基盤、多様な地域資源や地域特性を生かしながら、地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指すこと、さらに、合併により、自立性の高い自治体を目指し、行財政基盤の強化を図り、多様化、高度化する住民ニーズや社会経済環境の変化に適切に対応した行政サービスと住民福祉の向上を図ることを掲げております。

次に、2-2塩江町地域のまちづくりでございますが、ここでは、この建設計画の中心となります、塩江町地域の役割と機能を整理いたしますとともに、まちづくりの課題と対応の基本方向について取りまとめております。塩江町地域の役割と機能といたしましては、(1)で自然と共生したやすらぎ機能、(2)で温泉と自然を生かした交流機能、さらに(3)として、暮らしの支援機能を掲げております。

このような塩江町地域の役割と機能を踏まえ、骨子1ページの一番下の枠囲みでございますように、塩江町地域は豊かな自然や温泉などの特性と機能を生かし、自然と調和のとれた安心とやすらぎを提供できる「心と体のリフレッシュの舞台となるオアシスゾーン」として位置づけることとしたものでございます。

次に、2ページをお開きください。

これらの役割と機能、また本編19ページに記載しておりますような塩江町地域のまちづくりの課題と対応の基本方向を踏まえ、五つのまちづくりの基本目標と基本方針を掲げました。

まず、骨子2ページの左上の基本目標(1)連帯のまちづくり、保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康に暮らせるまちの実現でございますが、基本方針としてその下に記載しておりますように、少子・高齢化が進行する中、住民同士の連帯に基づいて、保健・医療・福祉の連携を図り、福祉の充実した、心身ともに健康に暮らせるまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、右側の3ページの重点取り組み事項をごらんいただきたいと思います。

これは本編の27ページから43ページまでの第3章施策・事業から重点取り組み事項を抽出して整理した資料でございますが、1連帯のまちづくりにおきましては、(1)高

齢者、障害者にやさしいまちづくりを初め四つの施策の方向を定めますとともに、老人福祉センターの機能の活用を初め九つの重点取り組み事項を掲げております。

次に、左側の2ページの右上の基本目標(2)循環のまちづくり、自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現でございますが、基本方針といたしましては、塩江町地域のかげがえのない豊かな自然環境を保全するとともに、循環型社会システムの構築などにより、貴重な自然資源を守り、活用し、自然と共生するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの2循環のまちづくりに記載しておりますように、(1)自然環境の保全と共生に基づくまちづくりを初め四つの施策の方向を定めますとともに、市民の森づくりを初め13の重点取り組み事項を掲げております。

次に、2ページ左下の基本目標(3)連携のまちづくり、安全・安心な生活環境のもと、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを創造するまちの実現でございますが、基本方針といたしましては、価値観が多様化し、生活様式が変化する中で、住民と行政の連携による創意工夫に基づいて、住みやすい安全・安心な生活環境を築き、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを創造するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの3連携のまちづくりに記載しておりますように、(1)安心して生活できるまちづくりを初め四つの施策の方向を定めますとともに、香東川河川改修を初め23の重点取り組み事項を掲げております。

次に、右下の基本目標の(4)交流のまちづくり、豊かな交流資源を生かした活気のあるまちの実現でございますが、基本方針といたしましては、塩江町地域の自然や温泉をはじめとする豊かな交流資源を生かし、商工業・観光の振興、これらと連携した農林水産業の振興を図るとともに、交流のためのネットワークの充実を図り、地域の活力と住民の元気を育てるまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの4交流のまちづくりに記載しておりますように、(1)魅力ある観光・交流を育てるまちづくりを初め四つの施策の方向を定めますとともに、温泉源の適切な管理と開発など温泉水の安定供給を初め11の重点取り組み事項を掲げております。

最後に、中央の基本目標(5)の参加のまちづくり、住民一人ひとりが参画するまちの実現でございますが、この項目につきましては、ただいま申し上げました(1)の連帯のまちづくりから(4)の交流のまちづくりまでを相乗効果を発揮させながら推進していく

ための礎であり、潤滑油的役割を果たすものでございます。

その基本方針といたしましては、地方分権の要となる地域自治の実現に向け、行財政運営基盤の充実強化を進めるとともに、多様な住民の声を施策に反映する仕組みづくり、住民自治力の育成支援、情報公開・情報提供の拡充を図りながら、地域づくり、環境保全、文化、スポーツなどあらゆる面での住民活動を活発化させることにより、次代に誇れる、住民一人ひとりが参画するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの5参加のまちづくりに記載しておりますように、(1)行財政運営基盤の充実・強化を目指すまちづくりを初め三つの施策の方向を定めるとともに、支所機能の整備を初め三つの重点取り組み事項を掲げております。

次に、4ページをお開きください。

4ページから6ページは、合併後における高松市全体の将来構想でございます。本編では、22ページから26ページにかけて記載しております。

まず、将来構想を展望した都市づくりの方向として、(1)道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市づくり、(2)市民が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思える都市づくり、(3)地域の特性、特色を生かし、地域バランスに配慮した都市づくり、(4)多様で幅広い交流を展開する都市づくり、(5)新しい時代をリードし、地域発展を支える産業を育てる都市づくり、(6)地域みずからが主体的に取り組む自立した都市づくりの六つの考え方を示しております。

さらに、この都市づくりの方向を踏まえ、それらを凝縮した形での将来構想として、次の5ページの枠組みに記載しておりますが、「21世紀の四国の州都を展望した風格ある環瀬戸内海圏の中枢・中核拠点都市/グレーター高松の創造 海・街・山と 人が融け合う 元気なまち・高松」を地域共通の目標として掲げることといたしました。

その趣旨は、その下に記載しているとおりでございます。

また、各地域の特性などを踏まえ、それぞれのエリアの個性等を生かした重点的な機能集積の促進を図るため、臨海部・島嶼部エリアなど四つのエリアに分け、それぞれのエリアの機能整備の方向を示しております。

6ページには、エリア別の機能整備、まちづくりのイメージ図をつけております。

なお、内容の説明は省略させていただきます。

以上が建設計画(案)の概要でございますが、今後、委員の皆様方の御意見等も踏まえながら、両市町で再度調整の上、必要な修正を加えますとともに、財政計画を追加して改

めて提案したいと考えております。

以上、簡単でございますが、協議第40号建設計画についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第40号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

佐藤委員 塩江の佐藤でございます。

住民が一番関心をこう持っていると思います建設計画も、いろいろ肉づけをされてきたわけでございますが、非常に委員の皆さんお疲れのところと思いますけども、これだけは皆様にお聞きいただき、ぜひともまた、お願いをしたいということで、ちょっと発言をさせていただきますが、御案内のとおり、やはり、このごろ自然というものがこの建設計画におきましても、塩江町は森林、自然ということが非常に多く出ておりまして、非常に自然の維持ということは下流の環境の維持についても大きく影響するんじゃないかと思っております。そのような観点から、今、塩江町の森林というものも、非常に、もう所有者が余り手を入れない、補助金も、もう木材がお金にならないということで手を入れない、非常に荒廃をいたしております、その対策に非常に苦労しております、これは恐らくこうなると、下流にも大きく私は影響を及ぼすだろうというふうに考えておりまして、やはり、この森林の整備というものを計画的に、やはり、進めていくことが非常に大事だというふうに考えております。

そこで、これが農林関係のところになるか、また、この建設計画の中になるかわかりませんが、やはり、年ごとに年々計画的に森林整備を図り、そして、やはり、その環境を維持していくというような、その森林整備に対します費用、そのようなもの、恐らくこれが1億円ぐらいから2億円あれば、私は非常に立派な森林が整備できるというふうに考えておりますけども、金額的にわかりませんが、そのような、やっぱり費用を、事業を、この中へ取り込んでいただく、それは基金として創設するか、また他の何らかの制度を設けるか、その方法論としてはわかりませんが、ぜひとも塩江町の森林を守ることが、大きな、私は下流に向けて、高松市に向けても、やはり、環境が維持、発展できるものということに考えておりますので、その点を御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、ちょっと、なお、つけ加えさせていただきますけども、先ほど町長がごあいさつ

でも申し上げましたけども、私らも住民投票等の結果が出まして、私たちが高松の合併を推進をする議員は精力を持って、各種団体と一緒に、ともどもに住民の方々にお話をし、このような結果になったわけでございます。いろいろ今後あるかと思えますけども、やはり私たちが、この実現に向けて努力をしてみたいと思いますので、その点を深い御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（増田会長） ありがとうございます。今、御提言のあった件について、今後の建設計画等の中に、また取り入れてみたいと存じます。

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第40号につきましても、次回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約をいたします。

会議次第4 その他（1）高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の56ページをごらんいただきたいと存じます。

次回、第12回会議の開催予定でございますが、9月27日、月曜日午後1時30分から、この同じ場所、高松市役所13階、大会議室で開催を予定いたしております。

事務局からは以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） 以上がその他ということでの説明でございました。

この際、皆様方の方で合併協議全般について、何か御発言がございましたら承りますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、特にないようでしたら、以上で本日の会議を閉じたいと思えます。

皆様方には、本日、大変長時間にわたり御熱心な審議を賜り、まことにありがとうございました。

これもちまして高松市・塩江町合併協議会第11回会議を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午後 3時55分 閉会

会議録署名委員

委員 谷本繁男
委員 中條勲